

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

尾道市教育委員会
教育長 宮本佳宏

学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症への感染が
確認された場合の臨時休業等の基準の廃止について

日頃より小中学校並びに尾道南高等学校の教育活動に格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。また、ご家庭でも、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されます。そのため、「学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の臨時休業等の基準」については、令和5年5月7日（日）をもって廃止いたします。

これまでは、同一学級で感染者が1名発生し、その者の最終登校日の翌日から3日を経過するまでに2人目の感染者が発生した場合に、教育委員会が臨時休業等の要否や期間を判断してまいりました。令和5年5月8日（月）以降は、インフルエンザ等他の5類感染症と同様、学校が児童生徒・教職員の感染状況を学校医へ報告・相談の上、教育委員会が、学校からの報告を受け、臨時休業等の要否や期間を判断することといたします。

そのため、今後も、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず学校へ連絡してください。

担当：学校経営企画課
TEL：0848-20-7453
担当：教育指導課
TEL：0848-20-7454